

## 令和7年度鹿児島県奨学給付金のお知らせ

鹿児島県では、家庭の状況にかかわらず、私立高等学校等に在籍する高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担(教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等)を軽減するため、返還不要の「奨学給付金」を支給します。

授業料の負担を軽減する「就学支援金制度」とは、別の制度です。  
対象となる世帯は、毎年度、申請手続きが必要ですので、忘れずに申請してください。  
なお、新入生に限り、4月～6月分の給付金を前倒しで受けることが可能です(前倒し給付)。ただし、7月分以降の給付については、再度、申請が必要です。(2回申請が必要)

### 1 対象となる世帯

基準日(7月1日現在。前倒し給付の場合は、4月1日現在。)において、次のすべてを満たす世帯。

- ① 高校生等の保護者等が鹿児島県内に住所を有していること。  
※ 県外在住の場合は、在住する都道府県に問合せること。
- ② 高校生等が高等学校等就学支援金の受給資格者又は学び直し支援金の支給対象者であること。  
※ 学校の所在地は県内外を問わない。
- ③ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。)が措置されていないこと。(里親委託費を受給していないこと。)
- ④ 次の「2 給付額」の世帯であること。

### 2 給付額(一人あたりの年額(前倒し給付額))

① 生活保護(生業扶助)受給世帯(専攻科を除く)	52,600円	(13,150円)
② 全日制・定時制の非課税世帯	152,000円	(38,000円)
③ 通信制・専攻科の非課税世帯	52,100円	(13,025円)
④ 所得割額*1が105,500円未満の世帯(③を除く専攻科のみ)	10,420円	(2,605円)
⑤ 所得割額*1が264,500円未満の多子世帯*2(③・④を除く専攻科のみ)	10,420円	(2,605円)

⑥ 家計が急変したことにより、②～⑤に相当すると認められる世帯\*3

\*1 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合計したもの

\*2 扶養する子が3人以上いる世帯

\*3 7月1日以前の家計急変は、②～⑤のいずれかの額。7月2日以降に家計が急変した場合、申請のあった翌月以降の月数に応じた支給額(算定において端数が生じた場合、小数点以下は切り捨て)

### 3 注意事項

- 前倒し給付を申請した場合、7月以降の給付金については、再度申請が必要です。
- 申請書に虚偽の記載又は記載と異なる事実が判明した場合は給付金を返還することとなります。
- 給付金は、生徒の教育費に利用してください。学校によって代理受領を行い、授業料以外の教育費と相殺する場合があります。

## 4 申請書類

### ● 申請者全員が提出する書類

① 私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)

② 口座振込申出書(第2号様式)又は奨学給付金委任状(第3号様式)

※ 受給申請書に記載した住所が課税証明書と異なる場合、基準日現在の居住地が確認できる住民票(マイナンバーの記載がないもの)を併せて提出すること

### ● 添付書類(家庭の状況に応じて、この他に書類を依頼する場合があります)

(1) 生業扶助受給世帯の場合(専攻科を除く。)

生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2号)又は生活保護受給証明書(原本)

※ 交付日が基準日(7月1日(前倒し給付の場合は、4月1日))以降のもの

(2) 非課税世帯の場合

保護者等全員の令和7年度(前倒し給付の場合、令和6年度)所得割課税証明書(扶養控除等  
が省略されていないもので所得割額が確認できるもの)

※ 県外の私立高等学校等に在籍している場合は、必ず原本を提出すること

(3) 所得割額が105,500円未満の世帯の場合((2)を除く専攻科のみ)

保護者等全員の令和7年度(前倒し給付の場合、令和6年度)所得割課税証明書(扶養控除等  
が省略されていないもので所得割額が確認できるもの)

※ 県外の私立高等学校等に在籍している場合は、必ず原本を提出すること

(4) 所得割額が264,500円未満の多子世帯の場合((2)、(3)を除く専攻科のみ)

① 保護者等全員の令和7年度(前倒し給付の場合、令和6年度)所得割課税証明書(扶養控除等  
が省略されていないもので所得割額が確認できるもの)

※ 県外の私立高等学校等に在籍している場合は、必ず原本を提出すること

② 扶養親族申告書(第8号様式)

※ 出生等により新たに扶養することとなった子等がいる場合は証明書類を提出すること

(5) 家計急変世帯の場合

① 家計急変申立書(第9号様式)

② 家計急変の発生事由を証明する書類

(例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業届出等

③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

(例) 直近の課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等

④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類

(例) 続柄の省略されていない扶養親族分の住民票(マイナンバーの記載がないもの)、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等(③所得課税証明書と併せても可)

※ 県外の高等学校に在籍していて学校を通じて提出できない場合は、在籍している学校に「在学証明書(様式第3号)」を交付してもらい、上記(1)~(5)の書類と併せて鹿児島県学事法制課へ直接提出すること。(高校生の氏名、生年月日、入学年月日、在籍する学年及び課程の記載があり、基準日に在学していることが確認できるものであれば他の様式でも可)

## 5 申請書の入手方法

- 鹿児島県のホームページからダウンロードする

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/kyuhukin.html>)

### 【ダウンロードができない場合】

- 鹿児島県学事法制課に電話連絡した上で来庁し、直接受け取る
- 180円切手を貼付した返信用封筒(角形2号)に奨学給付金関係書類を郵送してほしい旨のメモを添えて、鹿児島県学事法制課私立学校係あて郵送する。

## 6 支給時期と支給方法

- 給付金は、8月以降(通常申請分については、申請があったすべての前倒し給付支払後)申出のあった保護者等の口座に振り込みます。ただし、学校が代理受領する場合、学校に振り込まれます。
- 振込先について、例年振り込まれる口座の問合せが多数あります。審査が遅れる可能性があるため、振込先については、申請書のコピーやメモを取るなどご協力をお願いします。
- 振込口座は、給付金が振り込まれるまで、解約や名義変更は行わないでください。振込予定日に振込ができなくなります。
- 支給決定は、審査後、学校等を通じて支給決定通知書を送付します。
- 振込予定日は、支給決定通知とともにお知らせします。支給決定通知書が届く前に支払日についてお問合せされても回答はできませんので、ご了承ください。

## 7 Q&A

- 県外の学校の給付金は学校を通じて申請しますか？  
→ 鹿児島県外の学校の場合は、学校によって異なりますので、在学している学校の案内に従ってください。直接、鹿児島県に提出する場合は、学校から「在学証明書(第3号様式)」を交付してもらい、申請書等と一緒に提出してください。
- 申請者は父ですが、母の口座に振り込みたい場合はどうしたらいいですか？  
→ 申請者と振込先の口座名義は同一である必要がありますので、母の口座に振り込みたい場合は、申請者を母にしてください。
- 高校生の兄弟姉妹が同じ学校にいたので、申請書をまとめて申請できますか？  
→ 兄弟姉妹をまとめて1つの申請書で申請することはできません。生徒1人ごとにそれぞれ申請してください。
- 所得は同居している祖父母等も含めますか？  
→ 保護者等全員分(親権者が両親の場合は2名分)の所得割額で判断しますので祖父母等のものは不要です。
- 父が海外転勤のため課税証明書が発行できない場合はどうしたらいいですか？  
→ 海外赴任等で日本国内に住所を有しない(所得確認ができない)場合は、**支給対象外**です。
- 休学している場合、申請できますか？  
→ 基準日(7月1日、前倒し給付の場合は4月1日)時点で休学している場合は、支給対象外ですが、休学期間が6か月以内で当該年度内に復学が見込まれる場合は支給対象となりますので、在学する学校に「休学及び復学証明書」を交付してもらい、申請書等と一緒に提出してください。

## 8 申請期限（在籍する高等学校等へ提出）

- 前倒し給付分 令和7年6月27日(金)まで
- 通常分 令和7年7月1日(火)～令和7年9月5日(金)まで
- 家計急変 家計急変が生じた日から令和8年2月27日(金)まで随時

## 9 問合せ先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県学事法制課私立学校係

TEL:099-286-2146(受付時間:平日9:00～12:00 13:00～17:00)